

(資料二)

平成二十四年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例	1
島根県手数料条例の一部を改正する条例	1
東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特 例に関する条例の一部を改正する条例	11
島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例	11
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例	11
島根県港湾施設条例の一部を改正する条例	12
島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及 び運営に関する基準を定める条例	13
島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例 ...	14
島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例	15
島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準等を定める条例	16
島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ...	17
島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ...	17

島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 条例	18
島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例	19
島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関す る基準を定める条例	20
島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基 準を定める条例	20
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	21
島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	22
島根県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の 人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	23
島根県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設 備及び運営に関する基準等を定める条例	23
島根県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及 び運営に関する基準を定める条例	24
島根県障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及 び運営に関する基準を定める条例	25
島根県障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関 する基準を定める条例	25
島根県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営 に関する基準を定める条例	26

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例	26
島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例	27
島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例	28
島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定 める条例	28
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	29

平成24年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第140号議案

参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方自治法の改正に伴い所要の改正を行うに当たり、費用弁償の支給対象者に係る規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 費用弁償の支給対象者に係る規定を、県の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等として旅行した者に対して費用弁償を支給することとすること。

(2) (1)に伴う規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第141号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定を受けようとする者	33,300円（適合証（技術審査機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下同じ。）の提出がある場合
㍑ 一戸建ての住宅の場合	

		にあっては、4,500円)
(イ) 共同住宅等の住戸の場合		
a 計画の認定を受けようとする住戸数の合計(以下「認定戸数」という。)が5戸以下のもの	67,400円(適合証の提出がある場合にあっては、9,100円)	
b 認定戸数が6戸以上10戸以下のもの	93,500円(適合証の提出がある場合にあっては、15,400円)	
c 認定戸数が11戸以上25戸以下のもの	131,000円(適合証の提出がある場合にあっては、25,700円)	
d 認定戸数が26戸以上50戸以下のもの	188,000円(適合証の提出がある場合にあっては、43,200円)	
e 認定戸数が51戸以上100戸以下のもの	270,000円(適合証の提出がある場合にあっては、77,300円)	
f 認定戸数が101戸以上200戸以下のもの	361,000円(適合証の提出がある場合にあっては、120,000円)	
g 認定戸数が201戸以上300戸以下のもの	473,000円(適合証の提出がある場合にあっては、152,000円)	
h 認定戸数が301戸以上のもの	556,000円(適合証の提出がある場合にあっては、162,000円)	
(ウ) 共同住宅等の場合		a、b及びcに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
a 住戸		
(a) 総住戸数が5戸以下のもの	67,400円(適合証の提出がある場合にあっては、9,100円)	
(b) 総住戸数が6戸以上10戸以下のもの	93,500円(適合証の提出がある場合にあっては、15,400円)	
(c) 総住戸数が11戸以上25戸以下のもの	131,000円(適合証の提出がある場合にあっては、25,700円)	
(d) 総住戸数が26戸以上50戸以下のもの	188,000円(適合証の提出がある場合にあっては、43,200円)	
(e) 総住戸数が51戸以上	270,000円(適合証の提出があ	

100戸以下のもの	る場合にあっては、77,300円)
(f) 総住戸数が101戸以上 200戸以下のもの	361,000円(適合証の提出がある場合にあっては、120,000円)
(g) 総住戸数が201戸以上 300戸以下のもの	473,000円(適合証の提出がある場合にあっては、152,000円)
(h) 総住戸数が301戸以上 のもの	556,000円(適合証の提出がある場合にあっては、162,000円)
b 共用部分	
(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	106,000円(適合証の提出がある場合にあっては、9,100円)
(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	173,000円(適合証の提出がある場合にあっては、25,700円)
(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	270,000円(適合証の提出がある場合にあっては、77,300円)
(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	346,000円(適合証の提出がある場合にあっては、122,000円)
(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	408,000円(適合証の提出がある場合にあっては、152,000円)
(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	475,000円(適合証の提出がある場合にあっては、190,000円)
c 非住宅部分	
(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル	235,000円(適合証の提出がある場合にあっては、9,100円)

	以内のもの	
	(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	370,000円（適合証の提出がある場合にあっては、25,700円）
	(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	526,000円（適合証の提出がある場合にあっては、77,300円）
	(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	646,000円（適合証の提出がある場合にあっては、122,000円）
	(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	749,000円（適合証の提出がある場合にあっては、152,000円）
	(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	855,000円（適合証の提出がある場合にあっては、190,000円）
	(㊦) 住宅以外の建築物の場合	
	a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	235,000円（適合証の提出がある場合にあっては、9,100円）
	b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	370,000円（適合証の提出がある場合にあっては、25,700円）
	c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	526,000円（適合証の提出がある場合にあっては、77,300円）
	d 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	646,000円（適合証の提出がある場合にあっては、122,000円）
	e 床面積の合計が10,000平	749,000円（適合証の提出があ

<p>方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p>	<p>る場合にあっては、152,000円)</p>
<p>f 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>855,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、190,000円)</p>
<p>イ 計画の変更の認定を受けようとする者</p>	
<p>ア) 一戸建ての住宅の場合</p>	<p>16,600円 (変更後の計画に係る適合証 (変更の認定を受けようとする計画について技術審査機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下同じ。) の提出がある場合にあっては、2,200円)</p>
<p>イ) 共同住宅等の住戸の場合</p>	
<p>a 計画の変更の認定を受けようとする住戸数の合計 (以下「変更認定戸数」という。) が5戸以下のもの</p>	<p>アのイ)の a に定める額の 2 分の 1 の額 (100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 b から h までにおいて同じ。)</p>
<p>b 変更認定戸数が6戸以上10戸以下のもの</p>	<p>アのイ)の b に定める額の 2 分の 1 の額</p>
<p>c 変更認定戸数が11戸以上25戸以下のもの</p>	<p>アのイ)の c に定める額の 2 分の 1 の額</p>
<p>d 変更認定戸数が26戸以上50戸以下のもの</p>	<p>アのイ)の d に定める額の 2 分の 1 の額</p>
<p>e 変更認定戸数が51戸以上100戸以下のもの</p>	<p>アのイ)の e に定める額の 2 分の 1 の額</p>
<p>f 変更認定戸数が101戸以上200戸以下のもの</p>	<p>アのイ)の f に定める額の 2 分の 1 の額</p>
<p>g 変更認定戸数が201戸以上300戸以下のもの</p>	<p>アのイ)の g に定める額の 2 分の 1 の額</p>
<p>h 変更認定戸数が301戸以上のもの</p>	<p>アのイ)の h に定める額の 2 分の 1 の額</p>

<p>(ウ) 共同住宅等の場合</p>	<p>a から d までに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>
<p>a 住戸の変更（住戸の増加に係る部分を除く。）</p>	
<p>(a) 計画の変更に係る住戸数が 5 戸以下のもの</p>	<p>アのウの a の(a)に定める額の 2 分の 1 の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。(b)から(h)までにおいて同じ。）</p>
<p>(b) 変更に係る住戸数が 6 戸以上10戸以下のもの</p>	<p>アのウの a の(b)に定める額の 2 分の 1 の額</p>
<p>(c) 変更に係る住戸数が11 戸以上25戸以下のもの</p>	<p>アのウの a の(c)に定める額の 2 分の 1 の額</p>
<p>(d) 変更に係る住戸数が26 戸以上50戸以下のもの</p>	<p>アのウの a の(d)に定める額の 2 分の 1 の額</p>
<p>(e) 変更に係る住戸数が51 戸以上100戸以下のもの</p>	<p>アのウの a の(e)に定める額の 2 分の 1 の額</p>
<p>(f) 変更に係る住戸数が 101戸以上200戸以下のもの</p>	<p>アのウの a の(f)に定める額の 2 分の 1 の額</p>
<p>(g) 変更に係る住戸数が 201戸以上300戸以下のもの</p>	<p>アのウの a の(g)に定める額の 2 分の 1 の額</p>
<p>(h) 変更に係る住戸数が 301戸以上のもの</p>	<p>アのウの a の(h)に定める額の 2 分の 1 の額</p>
<p>b 住戸の変更（住戸の増加に係る部分に限る。）</p>	
<p>(a) 計画の変更により増加する住戸数が 5 戸以下のもの</p>	<p>67,400円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、9,100円）</p>
<p>(b) 計画の変更により増加する住戸数が 6 戸以上10</p>	<p>93,500円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、9,100円）</p>

	<p>戸以下のもの</p> <p>(c) 計画の変更により増加する住戸数が11戸以上25戸以下のもの</p> <p>(d) 計画の変更により増加する住戸数が26戸以上50戸以下のもの</p> <p>(e) 計画の変更により増加する住戸数が51戸以上100戸以下のもの</p> <p>(f) 計画の変更により増加する住戸数が101戸以上200戸以下のもの</p> <p>(g) 計画の変更により増加する住戸数が201戸以上300戸以下のもの</p> <p>(h) 計画の変更により増加する住戸数が301戸以上のもの</p> <p>c 共用部分の変更</p> <p>(a) 計画の変更に係る共用部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る共用部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下「変更に係る共用部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル以内のもの</p> <p>(b) 変更に係る共用部分の床面積の合計が300平方</p>	<p>ては、15,400円)</p> <p>131,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、25,700円）</p> <p>188,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、43,200円）</p> <p>270,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、77,300円）</p> <p>361,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、120,000円）</p> <p>473,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、152,000円）</p> <p>556,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、162,000円）</p> <p>106,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、9,100円）</p> <p>173,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合に</p>
--	--	---

	<p>メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(c) 変更に係る共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(d) 変更に係る共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(e) 変更に係る共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p> <p>d 非住宅部分の変更</p> <p>(a) 計画の変更に係る非住宅部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る非住宅部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下「変更に係る非住宅部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル以内のもの</p> <p>(b) 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000</p>	<p>あつては、25,700円)</p> <p>270,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、77,300円）</p> <p>346,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、122,000円）</p> <p>408,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、152,000円）</p> <p>475,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、190,000円）</p> <p>235,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、9,100円）</p> <p>370,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、25,700円）</p>
--	---	--

<p>平方メートル以内のもの (c) 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>526,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、77,300円）</p>
<p>(d) 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>646,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、122,000円）</p>
<p>(e) 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p>	<p>749,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、152,000円）</p>
<p>(f) 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>855,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、190,000円）</p>
<p>(Ⅱ) 住宅以外の建築物の場合</p>	
<p>a 計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下「変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル以内のもの</p>	<p>235,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあっては、9,100円）</p>
<p>b 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方</p>	<p>370,000円（変更後の計画に係る適合証の提出がある場合に</p>

メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	あつては、25,700円)
c 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	526,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、77,300円)
d 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	646,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、122,000円)
e 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	749,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、152,000円)
f 変更に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	855,000円(変更後の計画に係る適合証の提出がある場合にあつては、190,000円)
ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により建築基準法に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者	計画の認定を受けようとする住宅又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例の規定の例により算出した額(工作物を築造する場合にあつては当該工作物の数に応じて同条例の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては当該部分の床面積の合計に応じて同条例の規定の例により算出した額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)

(2) 養ほう振興法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

	<p>3 施行期日 2の(1)については公布の日から、2の(2)については平成25年1月1日から施行する。</p>
	<p>第142号議案 東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>1 提案理由 原子力災害対策特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p> <p>2 条例の概要 引用する条項の整理</p> <p>3 施行期日 公布の日から施行する。</p>
	<p>第143号議案 島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例</p> <p>1 提案理由 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p> <p>2 条例の概要 引用する条項の整理</p> <p>3 施行期日 公布の日から施行する。</p>
	<p>第144号議案 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>1 提案理由 市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。</p> <p>2 条例の概要</p>

母子及び寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を吉賀町及び隠岐の島町に権限移譲すること。

- (1) 母子・寡婦福祉資金（母子福祉団体に対するものを除く。(2)から(6)までにおいて同じ。）の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理
- (2) 母子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理
- (3) 母子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理
- (4) 母子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理
- (5) 母子・寡婦福祉資金に係る違約金の徴収の特例に係る申請の受理
- (6) 母子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理
- (7) その他母子及び寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。

第145号議案

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

浜田港に貨物上屋を新設することに伴い、港湾施設の使用料の額について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

貨物上屋の使用料の額に特等の額を設定すること。

(1) 特等の使用料の額

利用期間15日以下	1平方メートル1日につき	25円
利用期間16日以上30日以下	15日までの期間	1平方メートル1日につき 25円
	16日以上30日までの期間	1平方メートル1日につき 30円
利用期間31日以上1年未満	15日までの期間	1平方メートル1日につき 25円
	16日から30日までの期間	1平方メートル1日につき 30円

	31日以上の期間	1 平方メートル 1 日につき	50円
利用期間 1 年		1 平方メートル 1 年につき	9,200円

(2) (1)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた特等の使用料の額

利用期間15日以下	1 平方メートル 1 日につき	26円25銭
利用期間16日以上30日以下	15日までの期間	1 平方メートル 1 日につき 26円25銭
	16日以上の期間	1 平方メートル 1 日につき 31円50銭
利用期間31日以上 1 年未満	15日までの期間	1 平方メートル 1 日につき 26円25銭
	16日から30日までの期間	1 平方メートル 1 日につき 31円50銭
	31日以上の期間	1 平方メートル 1 日につき 52円50銭
利用期間 1 年	1 平方メートル 1 年につき	9,660円

3 施行期日

平成25年 4 月 1 日から施行する。

第146号議案

島根県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により生活保護法の一部が改正されたことに伴い、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる救護施設等の設備及び運営に関する基準を定めること。

(1) 配置する職員及びその員数

- (2) 居室の床面積
 - (3) 利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
 - (4) 利用定員
 - (5) その他設備及び運営に関する事項
- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第147号議案

島根県病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により医療法の一部が改正されたことに伴い、病院及び診療所の人員、施設等に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 病院及び診療所の既存の病床数及び申請に係る病床数を算定するに当たって行う補正の基準を定めること。
- (2) 病院及び診療所の既存の病床数を算定する際の介護老人保健施設の入所定員数に係る基準を定めること。
- (3) 専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所の基準を定めること。
- (4) 病院の看護師その他の従業者の員数及び施設に関する基準を定めること。
- (5) 療養病床を有する診療所の看護師及び看護の補助その他の業務の従業者の員数及び施設に関する基準を定めること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第148号議案

島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 指定居宅サービス事業者は、法人であること。
 - (2) 次に掲げる指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。
 - ア 訪問介護
 - イ 訪問入浴介護
 - ウ 訪問看護
 - エ 訪問リハビリテーション
 - オ 居宅療養管理指導
 - カ 通所介護（指定療養通所介護を含む。）
 - キ 通所リハビリテーション
 - ク 短期入所生活介護（ユニット型指定短期入所生活介護を含む。）
 - ケ 短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護を含む。）
 - コ 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入所者生活介護を含む。）
 - サ 福祉用具貸与
 - シ 特定福祉用具販売
- #### 3 施行期日
- 公布の日から施行する。

第149号議案

島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 指定介護予防サービス事業者は、法人であること。
- (2) 次に掲げる指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めること。

ア 介護予防訪問介護

イ 介護予防訪問入浴介護

ウ 介護予防訪問看護

エ 介護予防訪問リハビリテーション

オ 介護予防居宅療養管理指導

カ 介護予防通所介護

キ 介護予防通所リハビリテーション

ク 介護予防短期入所生活介護（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を含む。）

ケ 介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を含む。）

コ 介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入所者生活介護を含む。）

サ 介護予防福祉用具貸与

シ 特定介護予防福祉用具販売

3 施行期日

公布の日から施行する。

第150号議案

島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めること。

- (1) 配置する職員及びその員数
- (2) 居室の床面積
- (3) 利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- (4) その他設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。

第151号議案

島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めること。

- (1) 配置する職員及びその員数
- (2) 居室の床面積
- (3) 入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- (4) 入所定員
- (5) その他設備及び運営に関する事項

- 3 施行期日
公布の日から施行する。

第152号議案

島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 次に掲げる特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム（(2)を除く。）の設備及び運営に関する基準を定めること。

ア 配置する職員及びその員数

イ 1の居室の定員

ウ 居室の床面積

エ 入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの

オ その他設備及び運営に関する事項

- (2) 次に掲げるユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めること。

ア 配置する職員及びその員数

イ 1の居室の定員

ウ 居室の床面積

エ 入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの

オ その他設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2の(1)のイについては、平成25年4月1日から施行する。

第153号議案

島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 指定介護老人福祉施設の入所定員の基準を定めること。
- (2) 次に掲げる指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。

ア 従事する従業者及びその員数

イ 1の居室の定員

ウ 居室の床面積

エ 入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの

オ その他人員、設備及び運営に関する事項

- (3) 次に掲げるユニット型指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。

ア 従事する従業者及びその員数

イ 1の居室の定員

ウ 居室の床面積

エ 入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの

オ その他人員、設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2の(2)のイについては、平成25年4月1日から施行する。

第154号議案

島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めること。

- (1) 従事する従業者及びその員数
- (2) 有しなければならない施設及び構造設備
- (3) 入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- (4) その他人員及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。

第155号議案

島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備の基準を定めること。

- (1) 従事する従業者及びその員数
- (2) 病室の床面積

(3) 入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの

(4) その他人員、設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。

第156号議案

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により児童福祉法の一部が改正されたこと等に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 児童福祉施設においては、その立地条件を踏まえた非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をしなければならないこと。

(2) 乳児院に置かなければならない職員及びその数を改正すること。

(3) 母子生活支援施設に置かなければならない職員の数を改正すること。

(4) 児童養護施設に置かなければならない職員の数を改正すること。

(5) 福祉型障害児入所施設について、次に掲げる基準を定めること。

ア 児童の居室、調理室等の面積その他設備の基準

イ 置かなければならない職員及びその資格

ウ 児童指導員及び保育士の総数並びに看護師の数

エ その他福祉型障害児入所施設の設備及び運営に関する基準

(6) 医療型障害児入所施設について、次に掲げる基準を定めること。

ア 医療法に規定する病院として必要な設備その他の設備の基準

イ 置かなければならない職員及びその資格

ウ 児童指導員及び保育士の総数

エ その他医療型障害児入所施設の設備及び運営に関する基準

(7) 福祉型児童発達支援センターについて、次に掲げる基準を定めること。

- ア 指導訓練室、遊戯室、調理室等の面積その他設備の基準
 - イ 置かなければならない職員及びその資格
 - ウ 児童指導員、保育士、言語聴覚士、看護師及び機能訓練担当職員の総数
 - エ その他福祉型児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準
- (8) 医療型児童発達支援センターについて、次に掲げる基準を定めること。
- ア 医療法に規定する診療所として必要な設備及び調理室その他の設備の基準
 - イ 置かなければならない職員
 - ウ その他医療型児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準
- (9) 情緒障害児短期治療施設に置かなければならない職員の数を改正すること。
- (10) 児童自立支援施設に置かなければならない職員の数を改正すること。
- (11) その他規定の整理
- 3 施行期日
- 2の(5)から(8)まで及び(11)については公布の日から、2の(1)から(4)まで、(9)及び(10)については平成25年4月1日から施行する。

第157号議案

島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めること。

- (1) 配置する職員及びその員数
- (2) 居室の床面積
- (3) 入所者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- (4) 入所定員

(5) その他設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。

第158号議案

島根県障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 指定障害福祉サービス事業者は、法人であること。
- (2) 次に掲げる指定障害福祉サービス事業等に係る人員、設備及び運営に関する基準を定めること。
 - ア 従事する従業者及びその員数
 - イ 居室及び病室の床面積
 - ウ 障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの
 - エ 利用定員
 - オ その他人員、設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。

第159号議案

島根県障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を

定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 指定障害者支援施設の設置者は、法人であること。
- (2) 次に掲げる指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。
 - ア 従事する従業者及びその員数
 - イ 居室の床面積
 - ウ 障害者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
 - エ その他人員、設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。

第160号議案

島根県障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- 次に掲げる障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めること。
- (1) 従事する従業者及びその員数
 - (2) 居室及び病室の床面積
 - (3) 障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
 - (4) 利用定員
 - (5) その他設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。

第161号議案

島根県障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めること。

- (1) 配置する従業者及びその員数
- (2) 障害者等の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するもの
- (3) 利用定員
- (4) その他設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。

第162号議案

島根県障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めること。

- (1) 配置する従業者及びその員数
- (2) 居室の床面積
- (3) 障害者等の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するもの
- (4) 利用定員

(5) その他設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。

第163号議案

島根県障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めること。

- (1) 配置する従業者及びその員数
- (2) 居室の床面積
- (3) 障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- (4) 利用定員
- (5) その他設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。

第164号議案

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 指定障害児通所支援事業者は、法人であること。
- (2) 次に掲げる指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。
 - ア 従事する従業者及びその員数
 - イ 居室及び病室の床面積
 - ウ 障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
 - エ 利用定員
 - オ その他人員、設備及び運営に関する事項
- 3 施行期日
 - 公布の日から施行する。

第165号議案

島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

- 1 提案理由
 - 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。
- 2 条例の概要
 - (1) 指定障害児入所施設の事業者は、法人であること。
 - (2) 次に掲げる指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定めること。
 - ア 従事する従業者及びその員数
 - イ 居室及び病室の床面積
 - ウ 障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
 - エ その他人員、設備及び運営に関する事項
- 3 施行期日
 - 公布の日から施行する。

第166号議案

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴い、島根県立高等技術校の行う職業訓練の基準等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 技術校の実施する普通課程に係る職業訓練の基準を定めること。
- (2) 技術校の実施する短期課程に係る職業訓練の基準を定めること。
- (3) 入校検定料、入校料及び授業料を無料とする職業訓練の基準を定めること。
- (4) 技術校の実施する普通職業訓練における職業訓練指導員の資格について定めること。
- (5) その他規定の整備

3 施行期日

平成25年4月1日から施行する。

第167号議案

島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

県道に係る移動等円滑化のために必要な歩道等、立体横断施設、乗合自動車停留所、路面電車停留場等、自動車駐車場等の構造に関する基準を定めること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第168号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により公営住宅法等の一部が改正されたことに伴い、県営住宅の整備基準及び入居者の条件について必要な事項を定めるため、並びに県営住宅の廃止のため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 県営住宅及び共同施設の整備基準を定めること。
- (2) 県営住宅の入居者は、その収入がアからウまでに掲げる場合に依り、それぞれアからウまでに掲げる金額を超えないこと。
 - ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合 214,000円
 - イ 県営住宅が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 福島第一原子力発電所の事故に係る避難指示区域に存する住宅に居住していた者は、入居者の条件のうち現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しないこと。
- (4) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律による特定入居において、入居者の条件は、県営住宅に係るものと同じとすること。
- (5) 県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除すること。

名 称	所 在 地
熱田団地	浜田市
小福井団地	浜田市
内田団地	浜田市

- (6) その他規定の整備

3 施行期日

2の(3)については公布の日から、2の(1)、(2)、(4)及び(6)については平成

25年4月1日から、2の(5)については規則で定める日から施行する。